

「先制的サイバー防御法」と「警職法改正」 ～サイバーで愛も語れぬ警職法～

白藤 博行（専修大学名誉教授）

1. 監視国家と監視社会の競演・共演 ～そこだけそこだけ安保が通る！？

2025年10月21日に誕生した自由民主党・日本維新の会の「連立」で誕生した高市早苗政権は、厳しい国家安全保障環境を理由に、2022年閣議決定された「国防・安保三文書」（「国家安全保障戦略」・「国家防衛戦略」・「防衛力整備計画」の三文書）の一層の強化、維新の「『インテリジェンス改革』及び『スパイ防止法』」（仮称）の策定に関する中間論点整理」（2025年10月1日）を丸呑みして「国家情報局」・「国家情報局長」・「国家情報会議」・「対外情報庁（仮称）」の設置や「インテリジェンス・スパイ防止関連法制」の検討を約する「連立政権合意書」を公表するなど、監視国家と監視社会の競演・共演を演出する⁽¹⁾。

これに先んじて2025年5月16日に成立した「重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律」⁽²⁾（以下、「先制的サイバー防御法」）と「重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（以下、「整備法」）は、まさにインテリジェンス・警察立法の典型である。先制的サイバー防御法は政府の「諜報活動」を根拠づけ、同「整備法」の中心をなす改正警察官職務執行法（以下、「改正警職法」）は警察官による新たな「防諜活動」（自衛官によるものを含む。）を規定するものである。

2015年のいわゆる「安保法制」の成立を契機にして、「国家安全保障」を名目とする警察制度の再編が急速に進行している。2022年の警察法改正（以下、「改正警察法」）による「特例警察」の

新設（警察法30条の2）、2025年の警職法改正（以下、「改正警職法」）による「サイバー危害防止措置執行官」の新設（警職法6条の2）、そして先制的サイバー防御法の制定によって、内閣官房には内閣サイバー官や国家サイバー統括室が設置されるなど、「重要サイバー攻撃」への対処を理由とした予防警察活動の促進が進行し、自衛隊と一体化した「国家安全保障警察」といえる警察が誕生し、内閣官房がこの警察を支配する兆候が顕著である。

そこで本稿では、これらの先制的サイバー防御法と改正警職法にいたるインテリジェンス体制の整備と、これに密接する警察制度の再編について若干の法的検討を試みる。検討の視点は、憲法の基本的人権保障、警察行政にかかる法治主義、インテリジェンス機関および警察機関の実効的な民主的統制である

2. 戦後警察法制の理念・目的からみた 2022年警察法改正

（1）戦前警察制度への反省から始まった戦後警察制度の理念と目的

戦後日本の警察制度は、かつての特高警察に象徴される恣意的な警察権の行使への反省を踏まえ、戦前・戦中の国家意思の貫徹を意味する「意思としての警察」から、実定法に基づく「制度としての警察」への転換が目指されてきた。現行の警察法（昭和29年法律第162号）は、戦後の憲法秩序のもとでは、警察に対する法的統制の欠如は克服すべき課題として、公安委員会（国家公安委員会と都道府県公安委員会）による警察の政治的中立性の確保と警察組織の民主的統制、および警

察の地方分権化を目的とする都道府県警察制度（警察の地方分権化）を二本柱として構成されている。

しかも警察法は、警察庁および都道府県警察の組織・所掌事務を規定する組織法にとどまり、警察官の職權行使については、一般的には警職法が警察官の職務執行に関する行為形式を規律する作用法として、そのほか行政領域ごとの個別警察関連法規が個別的に定めるところとなっている。警察権の制度的枠組みと警察官の権限行使を分離する法的統制を目指されている。しかし、そもそも警察官は「特定の職權を有する者の包括的呼称」⁽³⁾などといわれるだけで、社会通念上の呼称が戦後の制度改革を経て法的な職名として定着したかのようにみえる。警察官は、一般の行政機関とは違って、「法執行機関」などといわれるが、その法的地位・性質についての厳密な法的議論はほとんどない。それにもかかわらず、警職法による即時強制権などの一般的授権は独り歩きし、警察官の警察裁量権の範囲は極めて広く、あたかも適法性の推定が働くかのごとき強い権力性を持つ実態がある。とりわけ、警察官が一般行政庁の意思決定（例えば行政行為）を媒介せずに、直接実力行使を伴う「強制行為」の法構造は、いわゆる行政法の三段階構造（法律—行政行為—強制行為）の例外をなすものであるとされ、これまで即時強制を始めとする「強制行為」法の議論は手薄い。このような警職法による即時強制の一般法的授権については、個別法による個別的授権が望ましいとの批判が根強いところである。

戦後警察法制は、戦前の警察機関が独占してきた警察行政権を一般行政権に分散することで、いわゆる「脱警察化」を目指し、一般行政と警察行政との制度的均衡を模索してきたといえるが、警察官による職權行使、特に即時強制権あるいは直接強制権の行使については、もっぱら警察の自己拘束ないしは警察内部のガバナンスに依存するかの状態が続いてきた。警察法による「組織として警察」の民主的統制とともに、警察官の職務執行の民主的統制は、今もなお重要な課題であり続けている。

（2）2022年警察法改正～「警察の責務」から解放された「特例警察」制度によって「警察法の脊柱」は骨折したか

警察法1条は、「個人の権利と自由の保護」と「公共の安全と秩序の維持」を警察法の目的に掲げ、さらに同法2条1項では、「個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当ること」を「警察の責務」と定める。この「責務」規定は、学説および実務において、「国民に対し直接的に作用する警察作用」（犯罪捜査等の警察権の執行作用）に関するものと解され、同法36条2項の明文規定を根拠に都道府県警察だけがこの責務に任ずるとされ、明文規定がない国家公安委員会と警察庁はこの責務に任ずることはないと解されてきた。元警察庁長官・佐藤英彦は、「第2条の責務規定は、この条文のみでは規範的意義を有していないのであって、第36条第2項の規定と相まってこそ規範的意義を有する」。「国家警察が警察権の執行作用を行う旧警察法下の制度は廃止され、この作用は都道府県警察が一元的に行う制度となった」。それゆえ警察法2条および同36条は「警察法の脊柱」となる規定であると喝破した⁽⁵⁾。このように都道府県警察の一元的執行機関性が根拠づけられ、警察の地方分権制度の骨格が維持してきた所以である。

ところが、2022年警察法改正は、「特例警察」を新設することにより、この「警察法の脊柱」を折るかのごとくである。すなわち、改正警察法は、新たに警察庁の所掌事務として「サイバー事案」への対処を加え、このうちの「重大サイバー事案」（5条4項6号）については、別に「犯罪の捜査その他の重大サイバー事案に対処するための警察の活動に関すること」（同16号。以下「16号事務」）を定めた。そして、「サイバー事案」は内部部局に新設された「サイバー警察局」（同25条）に、「重大サイバー事案」は地方機関（30条）のひとつである関東管区警察局に分掌する「特例」を定めた（30条の2。本稿では、これを「特例警察」と呼ぶ）。これらの改正規定が、「重大サイバー事案」に関する限り、警察庁も自ら執行事務を行うことが可能となったといわれる根拠である。警察法2条1項

の警察の責務を負わない警察庁が「国民に対し直接的に作用する警察作用」を行うことになるということになれば、「警察法の脊柱」は圧し折られたと言うほかない。実際、警察官僚は、さっそく「改正法により警察庁が自ら執行事務を行うこととされたため、同条の責務は、当該執行事務を行う警察行政機関である警察庁についてのものもあると解することが適當と考えられる」と解釈変更を行っている⁽⁶⁾。

(2) 「警察の責務」を負わない警察庁に「警察権の執行作用」は認められない

さて、警察官僚が伝統的に継承してきた「警察法の脊柱」論を、こんなにたやすく放棄してよいのか。改正警察法が定められたからという形式的理由で、警察庁に警察権の執行作用（捜査権の行使等）を認める解釈変更を認めるなど、警察官僚に矜持はないのか。佐藤英彦の「警察法の脊柱」論は、単に都道府県警察論にとどまるものではなく、警察法5条が国家公安委員会の任務（運営任務・統轄任務・調整任務）を定め、これに応じた警察庁の所掌事務（運営事務・統轄事務・調整事務）を定める、まさに警察法の理念・目的、基本構造にかかる根本原理ではなかったのか⁽⁷⁾。

たしかに改正警察法は、「サイバー事案」・「重大サイバー事案」についての所掌事務改正を行ったが、子細にみると、「重大サイバー事案」の処理に必要とあれば、警察庁長官は、「警察庁又は関係都道府県警察の一の警察官」に、「警察庁及び関係都道府県警察の警察職員に対して必要な指揮を行わせることができる」（61条の3第3項）と定めており、しかも関東管区警察局の局長は、「重大サイバー事案」の処理について府県警察の指揮監督はできないとされており（31条2項）、畢竟、長官が、自ら召集した警察庁警察官と都道府県警察官を直接指揮監督することになるように読める。「特例警察」制度によって警察庁または関東管区警察局が執行機関化したと喧伝されるが、法上は犯罪の捜査等の執行事務を行うのは警察庁および都道府県警察の警察官であって、関東管区警察局はこれらの警察官を収容する「容器」にすぎないのでないのではないか。したがって、捜査権の行使の

ような執行事務は関東管区警察局に召集された警察官に分掌されたとは言えても、関東管区警察局あるいは警察庁に警察権の執行作用が認められたと解するのは大いなる飛躍ではないか。

戦後警察制度は、警察の地方分権化の観点から、都道府県警察への執行機関の一元化を基本としてきた。特に都道府県公安委員会制度は、地域住民による警察活動の監視と統制を担う仕組みとして制度設計されたものである。「特例警察」の創設により、警察庁が直接指揮する実働部隊が自治体警察である都道府県警察の枠組みを超えて活動することになれば、都道府県警察制度の本旨は著しく損なわれることになる。関東管区警察局を全国管轄化して、しかも執行機関の機能を担わせるような無理が通れば、警察の地方分権の原則は制度的に空洞化し、公安委員会による民主的管理も実効性を失うことになる。「組織体としての警察」である警察庁あるいは関東管区警察局は、警察法2条の「警察の責務」を負わないことから理論的に執行機関たりえないという警察官僚による有権解釈（学説の多数）はいまなお生きたままであるといってよい。

3. 2025年の先制的サイバー防御法と警職法改正

(1) 先制的サイバー防御法の概要～内閣総理大臣中心の国家諜報体制の整備

「国家安全保障戦略」（2022年12月16日閣議決定）には、すでに「サイバー保障分野での対応能力を欧米主要国と同等以上に向上させる」目標と、そのための「重大なサイバー攻撃」の未然の排除と被害の防止のための「能動的サイバー防御」の導入が掲げられていた。より具体的には、「官民連携の強化」、「通信情報の利用」、「攻撃者のサーバー等へのアクセス・無害化」および「内閣サイバーセキュリティセンター発展的改組とサイバー保障分野の政策を一元的に総合調整する新たな組織の設置」等が記され、そのための法整備が必要であるとされていた。サイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた有識者会議の提言を踏まえ、先制的サイバー防御法と同整備法が実現した。先制的サイバー防御法は、①官民連携、②通信情報

の利用、③アクセス・無害化措置の三本柱からなるといわれるが、正しくは、③は整備法のひとつである改正警職法で要件・効果が定められることになった。なにより警察法制の中でとりわけ重要な警職法の改正を整備法のひとつとして改正する立法技術の当否が問われるところである。

①官民連携では、「基幹インフラ事業者」に内閣総理大臣等へのインシデント報告等を義務づけ、情報共有・対策のための官民の協議会を設置し、コンピュータ等の脆弱性を認知した場合の情報提供、必要な措置の要請などの仕組みができた。②通信情報の利用では、内閣総理大臣は、基幹インフラ事業者等との協定に基づき（同意）通信情報を取得、「外外通信」・「外内通信」・「内外通信」にかかる通信情報については、国外の攻撃インフラの実態や国内のサイバーへのサイバー攻撃の実態の把握で必要とあれば、サイバー通信情報監理委員会（以下、「委員会」）の事前承認を得ることで、同意によらず、通信情報を取得し分析することが可能となった。その際、当該取得通信情報は、人による知得を伴わない「自動的な方法」によって、意思疎通の本質的な内容でない「機械的情報」の選別という形で行われ、サイバー攻撃に関係ないものは消去する措置を講ずるとされる。同委員会は、国家行政組織法の3条機関として独立性を保障され、内閣総理大臣の通信情報の取得の際の審査・承認を遅滞なく行い、通信情報の取り扱いについての継続的な検査、および後述する無害化措置の審査・承認等を行い、「通信情報保有機関」に対する勧告権限等も有することになる^⑧。この委員会が国家諜報活動の第三者統制機関であるという位置づけであるが、憲法が保障する通信の秘密等を実効的に保護できるかどうか、今後の組織・運営を注視しなければならない。

この結果、内閣総理大臣は、電気・鉄道など基幹インフラ等へのサイバー攻撃を未然に防ぐため、平時から通信情報を監視、取得、分析、蓄積、利用あるいは提供することが可能となった。まさに内閣総理大臣が主導の国家諜報活動・インテリジェンス活動が可能になったわけである。このような国家諜報活動を支える組織・体制等は、まずはサイバーセキュリティ基本法改正によって、内

閣総理大臣を本部長とし、すべての国務大臣を本部員とするサイバーセキュリティ戦略本部の改組、ここにサイバーセキュリティ推進専門家会議が設置され、「官による会議体」と機能を分割する「民による会議体」が新たに設置される。また、内閣法を改正して、内閣官房には国家安全保障局次長を兼務する内閣サイバー官が設置され、これのもとに国家サイバー統括室が設置され、警察・自衛隊・民間企業との情報共有と連携調整を担う司令塔として位置づけられた。さらに、内閣府設置法を改正し、官民連携や通信情報の利用の事務を内閣府の所掌事務とし、これを掌理する内閣府特命担当大臣（サイバー安全保障担当大臣）が置かれた。まさに政府一丸となってサイバーセキュリティ対策を統一的かつ強力に推進する体制が整えられたということになる^⑨。しかし、高市自維連立政権は、これでも不十分とみて、現在内閣官房に置かれているインテリジェンス機関の司令塔である内閣情報調査室を「国家情報局」に、そして内閣情報官を国家安全保障局長と同格の「国家情報局長」に格上げして、その上に国家安全保障会議と並ぶ「国家情報会議」の設置を目論んでいるようである^⑩。先制的サイバー防御法および同整備法だけでも、内閣総理大臣・内閣官房を中心とした国家諜報体制が十分に整ったと思われるが、これを完成するのは、特定秘密保護法、共謀罪法、重要経済秘密保護法（セキュリティクリアランス法）の仕上げとなりうる「スパイ防止法」ということになろうか。

（2）2025年改正警職法～先制的サイバー防御法の整備法の闇を超える、改正警察法も超える

先制的サイバー防御法はこのような重装備の国家諜報体制の構築を目指すものであるが、なぜかその実効性を担保するはずの③アクセス・無害化措置の実施については、改正警職法に丸投げしている。これを「諜報」は内閣、「防諜」は警察とに分離したと善解することも可能であるが、「諜報」と「防諜」が融合する警察活動の現実（大川原化工機事件や大垣市民監視事件など）を目の当たりにすると、そのように解するのには軽々に過ぎよう。

改正警職法6条の2は、警察庁長官が「サイバー危害防止措置執行官」(以下、「執行官」)を指名し(第1項)、これが「情報技術利用不正行為」の疑いがある「加害関係電気通信」や「加害関係電磁的記録」を認めた場合、「そのまま放置すれば人の生命、身体又は財産に対する重大な危害が発生するおそれがあるため緊急の必要があるとき」、「加害関係電子計算機」の管理者その他の関係者に対し、「加害関係電磁的記録の消去その他の危害防止のため通常必要と認められる措置であって電気通信回線を介して行う加害関係電子計算機の動作に係るもの」を「とることを命じ、又は自らその措置をとることができると規定する(以上、第2項)。ただし、執行官は、第2項の「処置」(命令と自らの措置の両方を指すか?)をとる場合、原則委員会の承認が必要とされる(第4項)。ただ、執行官の本条の「措置」の実施については、警察庁長官等の「指揮」を受けることが義務づけられており、執行官の委員会への承認の求めも、警察庁長官等の「指揮」のもとで行われる。そうすると、執行官に対する委員会の承認は、実質的には、これを指揮した警察庁長官等に対するものと同義であり、委員会が警察によるアクセス・無害化措置の可否を決することになる。委員会は内閣総理大臣の所轄のもとにあり、たといその職権行使の独立性が保障されているとはいえ、これが警察庁長官等の指揮のもとで執行官が行う承認の求めに対して承認権を有することになれば、《内閣総理大臣—委員会—警察庁長官等—執行官》といった奇妙な指揮命令関係が生まれることにはしまいか。また、本来警察庁を管理する立場にある国家公安委員会の「管理」の実効性は、どのように担保されようか。警察法が国家公安委員会に対する内閣総理大臣の直接の指揮監督を排除しているのは、政治的中立性の確保を目的としたものである。このままでは、内閣総理大臣・内閣官房・内閣サイバー官等による警察の政治的支配が危惧されるところとなる。

行政法学者の米田雅弘が、警職法における「アクセス・無害化措置」の要件・効果・手続について、丁寧な分析を行っている⁽¹¹⁾。ここでは、彼の分析にはない論点を指摘したい。まず、先制的サイ

バー防御法との関係である。同法は、通信情報の取得の対象を「外外通信」(国内を経由し伝送される国外から国外への通信)・「外内通信」(国外から国内への通信)・「内外通信」(国内から国外への通信)に限定しており、私たちの日常に最も深くかかわる「内内通信」(国内から国内への通信)の通信情報を明確に対象外としているが、改正警職法6条の2の書きぶりからすると、「内内通信」にかかるアクセス・無害化措置は排除されていないように読める。したがって、警職法は、先制的サイバー防御法の整備法ではあるが、何も同法の特別法ではなく、同法以外との関係でも、しかも「内内通信」を対象とする場合でも、警職法6条の2の要件を満たしさえすれば、執行官によるアクセス・無害化措置は実施可能であるということを確認しておきたい。私たちの日常への侵入は排除されていない。

次に、改正警察法の「特例警察」との関係である。関東管区警察局では、特例的に全国を管轄として、同局に召集された警察庁警察官と都道府県派遣警察官が共同して「重大サイバー事案」の処理にあたることになっている。当初の私見では、組織法である警察法が「特例警察」制度によって「重大サイバー事案」にかかる所掌事務を定めたものの、個別警察法規または警職法の作用法的根拠がなくては個別具体的の警察官の職権行使はできないゆえに、「重大サイバー事案」を念頭において警職法改正を施したのかと考えた。ところが、改正警職法における執行官は、関東管区警察局に召集された警察庁警察官または都道府県派遣警察官に限られることはなく、警職法6条の2第2項の「処置を適正にとるために必要な知識及び能力を有すると認められる警察官」であれば指名されることになっている。警察庁警察官または都道府県警察官から、どのように一本釣りで執行官が指名されることになるのか。また、サイバー制御の高度な情報処理能力が必要な特有な作業からすれば、そもそも警察官の採用にあたっても、専門知識が重要な採用基準となろう。一般の行政領域では一般的になりつつあるアジャイル行政組織を想定すれば、警察行政領域においても、リボルディングドア(回転扉)で警察と民間を往来する警察

官も例外ではないのか。法的統制になじみにくい即時強制権・直接強制権行使する警察官＝執行官とは何かが新ためて問われることになりそうである⁽¹²⁾。

このように考えると、サイバー空間における予期せざる攻撃に対処する目的に限って、警察官をもってアクセス・無害化措置のごとき即時強制・直接強制を実施するのであれば、先制的サイバー防御法という個別法規の中で、たとえばサイバー危害防止措置執行官のような実効性担保手段行使する行政機関を設置した方が、警察権の拡大であるといった余計な心配をしないですんだのではないか。改正警職法は、即時強制・直接強制といった重要な「強制行為」を根拠づける一般法であるがゆえに細心の注意を要するところである。

4. 「予防的警察国家」から「予防的戦争国家」へ、か？

先制的サイバー防御法と改正警職法は、サイバー空間における脅威への対処の強化を強調するあまり、「予防的警察活動」を活発化し「予防的警察国家」への道をひた走っている。さらにこの警察が国家安全保障に荷担することで国家安全保障警察化し、戦争準備行為に荷担することで「予防的戦争国家」とでもいるべき国家の構築に邁進している。警察権の拡張が憲法秩序ときわどい緊張関係に陥り、警察権の法的統制が機能しにくい状況に陥っている。本稿で明らかにしてきた制度的変質が憲法原則とどのように衝突し、なぜ機能しにくくなっているのか、すでに紙幅が尽きているため、最後に箇条書き風にして稿を閉じたい。

（1）基本的人権と警察権の緊張関係

先制的サイバー防御法や改正警職法に基づく措置は、通信の秘密（憲法21条）、人身の自由・財産権（憲法31条以下）など、憲法が保障する基本的人権に対する重大な制約を伴う。とくに、令状なしでの加害電磁的記録の消去や加害電子計算機への遠隔操作は、刑事手続との境界を曖昧にし、令状主義の逸脱を招くであろう。これらの措置が「行政的執行」であるか「刑事的捜査」であるかの区別が不明確なまま、警察官に即時強制・直接

強制の権限が一般的に授権されることは、憲法秩序との深刻な緊張を生む。

（2）法治主義の逸脱と制度的空洞化

警職法による警察官の即時強制・直接強制の一般的授権は、個別具体的な法的根拠を欠く包括的な警察権力の行使を正当化するものであり、法律による行政の原理からの逸脱が疑われる。特に、行政法の世界では、行政、なかんずく警察による「強制行為」は例外的な行為形式であるべきであり、本来、個別法（本稿との関係では、先制的サイバー防御法）による明確な授権が不可欠とされる。それにもかかわらず、警職法という一般法に依拠して、予防的警察活動へと警察官の権限を拡張する構造は、「法治主義の顔をした脱法治主義」あるいは「超法治主義」ともいるべきものであり、憲法あるいは従来の警察法の枠組みからも制度的逸脱を生むものである。

（3）統治構造の再編と民主的統制の限界

先制的サイバー防御法による内閣総理大臣・内閣官房主導の国家諜報組織の構築と改正警職法による国家防諜組織の構築は、警察制度の中央集権化と内閣総理大臣による政治警察化を強化するものである。これは、戦後警察法が目指した警察の民主的管理と地方分権の理念に逆行するものである。特に、公安委員会制度が形骸化し、警察官の活動が法的規制から内部ガバナンスに依存する構造が一層強くなれば、ますます外部統制が機能せず、警察の制度的責任の所在も曖昧になる。

（4）警察制度再建に向けた具体的提案——警察法制の理念の回復と構造の再設計

1）警察法制の構造転換とその帰結

本稿では、2022年警察法改正、2025年の先制的サイバー防御法制定と警職法改正を通じて、戦後警察法制が大きく転換したことを明らかにしてきた。これらの法改革は、警察権の国家的集中、警察庁の執行機関化、警察官の即時強制権・直接強制権の一層の拡大など、戦後警察法が築いてきた警察の民主的管理・地方分権・法的統制の均衡を根本から搖るがるものである。特に、警職法によ

る警察官の職権行使の包括的授権の構造は、法治主義の原則を空洞化させ、憲法が保障する基本的人権の保障との間の緊張を深めている。

2) 制度的パラドックスの克服に向けて

警察制度の再建には、制度的パラドックス——すなわち、警察官が法の執行機関であると同時に法の統制を受けにくい存在であるという矛盾——を克服する必要がある。そのためには、以下の三つの方向性が考えられる。

*個別法による権限授権の原則化

警職法による一般的授権ではなく、警察官の即時強制・直接強制の行使には、原則、個別行政領域ごとに個別法で明確な根拠規定を設けるべきである。特に、サイバー空間における危害防止措置のような新領域では、技術的特性と権利侵害の深刻性を踏まえた精緻な立法が求められる。

*警察の民主的管理と外部統制の実効化

警察法における公安委員会制度の実効性を高めるためには、独立性・専門性・監視権限の強化が必要である。また、第三者機関による監視制度や国会報告制度の制度化を通じて、警察官の活動に対する外部からの統制を確保すべきである。

*国家安全保障と警察行政の境界設定

「公共の安全と秩序」と「国家の安全と秩序」の区別を制度的に明確化し、警察権の拡張に歯止めをかける必要がある。国家安全保障領域における警察活動は、憲法的統制の枠組みの中で、いわば警察基本法ともいえる警察法に基づき厳格に管理されなければならない。

3) 警察法制の理念回復と未来への展望

警察制度の再編は、単なる法技術的修正ではなく、戦後警察法が掲げた理念、すなわち警察の民主的管理と地方分権、警察の法的統制への回帰でなければならない。警察官が「正義の味方」であり続けるためには、制度的にその活動が憲法秩序の中に位置づけられ、国民の権利と自由を守る存在として法的に統制される必要がある。警察法制の再設計は、統治の終局目的である「公共の福祉」と「公共の安全と秩序」、個人の基本権保障に根ざしたものでなければならない。「警察法の脊柱」の骨折を治癒するためには、警察法の理念の再確認と構造の再構築が不可欠である。

(しらふじ ひろゆき)

【注】

- (1) 「インテリジェンス」とは一般に情報の収集・分析を意味するものとされ、国家のインテリジェンスとは、さしづめ国家の「諜報活動」、「防諜活動」および「非公然活動」を指すといつてよい。
- (2) 政府は「サイバー対処能力強化法」と略称する。しかし、立法過程では、不正なサイバー攻撃に対する未然の排除と被害防止の作用を意味する“Active Cyber Defense”(ACD)に対応する立法として、一般に「能動的サイバー防衛法案」と呼ばれた。本稿では、「防衛」(実際には「攻撃」ともいえる。)の「先手」性に着目するため、先制的サイバー防衛法と呼ぶことにする。
- (3) 警察庁長官官房編『全訂版 警察法解説』(1961年) 152頁。
- (4) この点、下山瑛二『現代行政法学の基礎』(日

本評論社、1983年) のほか、最近では、須藤陽子『即時強制と現代行政法理論』(信山社、2024年) は、貴重な挑戦的な研究成果である。

- (5) 佐藤「警察行政機関の任務、所掌事務及び権限」『講座日本の警察 第1巻』(立花書房、1993年) 59頁以下。
- (6) 早川剛史「令和4年警察法改正について」警察政策第25巻(2023年) 86頁。
- (7) 厳密には、このほか国家公安委員会には内閣や内閣官房を補助する任務があり、警察庁には総合調整事務などがある。
- (8) 小西葉子「通信情報の利用とサイバー通信情報監理委員会」ジュリスト1613号(2025年8月号) 62頁以下が、日独諜報機関の制度比較を含めて詳しい。
- (9) 内閣官房国家サイバー統括室参事官・稻盛久人「サイバー対処能力法整備法による組織・体制の整備について」前掲ジュリスト81頁以

下参照。

- (10) 読売新聞オンライン(2025年10月24日)など。
- (11) 米田雅宏「能動的サイバー防御としてのアクセス・無害化措置」前掲ジュリスト75頁.以下を参照。ただし筆者は、この論文の評価にすべて与するものではない。
- (12) 関東管区警察局のサイト (<https://www.kanto.npa.go.jp/about/syoutai05-4.html>)

では、「サイバー特別捜査部において、全国警察からサイバー分野の知識や経験を豊富に持つ人材を登用するとともに、高度な資機材を整備し、重大サイバー事案に係る捜査や実態解明を推進している」とあるので、実際には、ここから執行官も指名される可能性は大きいのであろう。